

## 精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定委託業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

本実施要領は、「精華町第3次人権教育・啓発推進計画」の策定にあたり、企画提案による公募型プロポーザル方式により、委託業者を選定するための必要事項を記載するものである。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定委託業務

#### (2) 業務内容

別紙委託業務仕様書のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 業務委託料の上限額

6,985,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税及び地方消費税額は10%で算出すること。）

（内、令和7年度分2,992,000円）

（内、令和8年度分3,993,000円）

### 3. プロポーザルに係る日程（予定）

- |               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 実施要領の公表   | 令和7年4月24日（木）                     |
| (2) 質問受付期限    | 令和7年5月8日（木）まで                    |
| (3) 質問回答公開    | 令和7年5月15日（木）                     |
| (4) 参加申込受付期間  | 令和7年5月19日（月）から<br>令和7年5月23日（金）まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年5月28日（水）まで                   |
| (6) プレゼンテーション | 令和7年6月5日（木）                      |
| (7) 結果通知予定日   | 令和7年6月10日（火）                     |

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 精華町における競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を配置できるものであること。
- (6) 本プロポーザルの参加申込書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年精華町要綱第9号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 過去5年間に於いて、人権教育・啓発推進計画等の地方公共団体等からの計画策定業務受託実績を有していること。
- (9) 個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS（ISO27001）又はプライバシーマーク制度認証（JISQ15001）の認証を受けている者であること。

## 5. 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問は、別紙「質問書」で電子メール及びFAXにより、下記のところまで送信すること。

- (1) 送信先      精華町役場 住民部 人権啓発課  
電子メール：jinken@town.seika.lg.jp  
FAX：0774-95-3974  
TEL：0774-95-1919  
※送信後、必ず電話で着信確認をすること。
- (2) 受付期限    令和7年5月8日（木）午後5時まで
- (3) 回答方法    令和7年5月15日（木）に、すべての質問及び回答をとりまとめたものを精華町ホームページ上で公開し、個別の回答は行わない。

## 6. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類：「参加申込書」、「プロポーザル参加申込受付票」
- (2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70  
精華町役場 住民部 人権啓発課
- (3) 提出方法：提出場所に持参または郵送すること。（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着すること）
- (4) 提出期間：令和7年5月19日（月）から令和7年5月23日（金）午後5時まで【必着】  
（来庁の場合：午前9時から午後5時まで、ただし正午から午後1時を除く）

## 7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書（A4版様式任意 片面20枚程度） 正本1部 副本4部 計5部

※企画提案書には業務体制、詳細な業務役割分担及び策定スケジュールを記載すること。

また、企画コンセプト、全体の構成案、各ページの展開案・デザイン案など具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。

②会社概要書（様式任意、会社パンフレットも可） 1部

③業務実績書（様式任意、会社パンフレットも可） 1部

④見積書（A4版様式任意） 1部

※見積書は、業務内訳明細を記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、人件費、諸経費の内訳が判別できるようにできるだけ詳細に記載すること。

⑤ワークライフバランス等にかかる認定企業であることが確認できる書類 1部

※えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業である場合は、そのことが確認できる資料を提出すること。（厚生労働省の認定企業公表HPの写しなど）

(2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70

精華町役場 住民部 人権啓発課

(3) 提出方法：提出場所に持参または郵送すること。（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着すること）

(4) 提出期限：令和7年5月28日（水）午後5時まで【必着】

(5) その他

①本提案の作成に要した費用、参加に要した経費については、提案者の負担とする。

②提出された企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

## 8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 開催日 令和7年6月5日（木）

(2) 説明者 提案または説明については、実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うものとする。また、出席者は1社あたり最大3名までとする。

(3) 開催場所 開催場所、開催時間については、別途連絡する。

(4) その他

①プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1社あたり30分以内（説明20分、質疑10分）とし、提出した提案書の内容をもとに簡潔に説明すること。また、提出した提案書の範囲内で異なる様式の資料を投影することは認めるが、新たな資料の配布は認めない。

②プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合、または指定した時間に遅刻した場合には、参加事業者を失格とする。

③説明時の資料投影に関して、モニター及びHDMIケーブルは精華町で用意するが、それ以外の機材は参加事業者で準備すること。

## 9. 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 選定方法

企画提案書の内容、見積書及びプレゼンテーション等の結果をもとに、審査委員において総合的に評価・審査し、最も得点が上位の者を契約予定事業者として選定する。

(2) 審査基準

審査項目及び評価基準は別紙のとおり

最高得点が複数であった場合は、見積金額がより廉価であった者を契約予定事業者とし、さらに見積金額も同額であった場合には、審査委員の投票によって決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、すべての参加事業者に対して、文書で通知する。

## 10. 契約の締結

プロポーザルにより決定した契約予定事業者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本町と契約予定事業者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において総合評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

## 11. 問い合わせ先

精華町 住民部 人権啓発課 啓発係

TEL：0774-95-1919

FAX：0774-95-3974

電子メール：jinken@town.seika.lg.jp

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70